生体腎移植実施基準

第1. 基準の制定

日本移植学会及び日本臨床腎移植学会は合同委員会を設立し実施基準を以下の通り定める。

第2. 実施基準

- 1. 全麻下腎尿路手術が年間 10 例以上、当該手術を担当する常勤の医師が2名以上配置されており、このうち少なくとも1名は、5例以上の腎移植の経験を有していること。また、このうち 1名は日本臨床腎移植学会が認定した腎移植認定医であることが望ましい。 尿路手術が年間 10 例以上とは、同病院の他科を含めて実施していればよい。たとえば、外科で腎移植を担当しているが、他科である泌尿器科が腎癌手術や水腎症の単純腎摘出術、尿管膀胱新吻合術等を年間合計 10 例以上施行していれば可である。
- 2. 1名の常勤医は日本移植学会並びに日本臨床腎移植学会の会員であること。
- 3. 腎移植に関連する以下のサポート体制があること
 - a. 感染症対策
 - b.免疫抑制薬の血中濃度測定
 - c.移植腎病理
 - d. 血液浄化療法
- 4. 厚生労働省「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)、 世界保健機関「ヒト臓器移植に関する指針」、国際移植学会倫理指針、日本移植学 会倫理指針及び日本移植学会「生体腎移植ガイドライン」、を遵守していること。
- 附記 I: 常勤医師のうち少なくとも1名が過去に20例以上(ドナー手術を含む)の腎 移植を行っていれば、全麻下の腎尿路系手術が年間10例以下でも可とする。
- 附記Ⅱ:施設の都合により実施基準1を満たすことができない場合には合同委員会へ理由書を提出し、合同委員会にてその適否を判断する。

第3. 施行期日

この生体腎移植実施基準は、平成21年1月29日より公布する。